

令和5年7月20日

役 員
各 支 部 長 様
事 務 担 当 者

群馬県剣道連盟
会 長 小 林 一 隆

令和5年度秋季本部審査会・講習会の開催について

時下、益々御精武のことと拝察申し上げます。

平素から群馬県剣道連盟の運営に関し、御協力を賜り感謝申し上げます。

さて、標記の審査会及び審査に向けた秋季講習会を下記のとおり実施しますので、各支部会員に周知の上、受審者の申込みをお願いいたします。

また、錬士・教士の受審者向けの講習会及び要項も添付しますので、併せて周知をお願いします。

記

1 秋季講習会

(1) 日 程

令和5年10月7日(土)	午前9時	開館
	午前9時10分～9時40分	受付
	午後4時	終了予定

(2) 会 場

ALSOKぐんま武道館 大 道 場：三段
第2道場：四段・五段・錬士・教士

(3) 受講資格

- ・ 群馬県剣道連盟登録会員(以下群剣連登録会員という)であること。
- ・ 10月8日開催の秋季本部審査会に申し込んだ者

※ 他都道府県から越境受審はできないが、大学生で帰省地が群馬県の者は受審できる。

(4) 講習会実施要項

別添1「群剣連秋季講習会実施要項」のとおり。

2 秋季審査会

(1) 日 程

令和5年10月8日(日)午前・午後(受審人数により変動あり)

午前9時10分～9時40分 受付

10時

審査開始

(2) 会 場

ALSOKぐんま武道館 大道場

(3) 受審資格

- ・ 群剣連登録会員であること。
 - ・ 10月7日開催の「群剣連秋季講習会」全日程を受講した者
 - ・ 高校生は原則在住している支部を通じて申し込むこと。
但し、「前段の免状のコピー」を添付して申し込めば、学校所在地支部からも推薦を受け受審することができる。
- ※ 他都道府県から越境受審はできないが、大学生で帰省地が群馬県の者は受審できる。

(4) 審査実施要項

別添2「群剣連秋季審査会実施要項」のとおり。

3 申込み要領

- (1) 各支部ごと、所定の申込用紙により、各支部長が推薦し、群馬県剣道連盟事務局を経て申し込むこと。

〒371-0047

前橋市関根町3-27-12

群馬県剣道連盟事務局

TEL/FAX 027-235-0870

- (2) 前段を他都道府県連盟で取得した者は、前段の免状のコピー(A4)もしくは、段位取得証明書のコピーを添えて申し込むこと。
- (3) 群剣連登録会員でない者は、支部を通じて申込時に入会金2千円を納入し、併せて「群馬県剣道連盟登録会員申込書」に必要事項をみれなく記載し、群馬県剣道連盟事務局宛メール報告をすること。
- (4) 受審料等の納入

各支部は受審者から次の受審料(講習料含む)を取り纏め、群剣連の指定口座に振込すること。

段 位	金 額
三段	21,400円
四段	27,000円
五段	36,000円

錬士	25,000円
教士	30,000円

(5) 申込締切

9月13日(水) 必着

受審料返金のキャンセルは講習会前日までとする。

4 留意事項

別添3「群剣連講習会及び審査会における留意事項」を熟読し、誤りのないようお願いいたします。

別添 1

群剣連秋季講習会実施要項

1 講習会日時

令和5年10月7日(土)

開館 午前9時00分

ALSOKぐんま武道館1階武道館入口より入館

講習会 午前9時50分から午後4時ころまでの間

2 受付時間

午前9時10分から午前9時40分までの間

3 会場

ALSOKぐんま武道館 大道場：三段

第2道場：四段・五段・錬士・教士

4 講師

群馬県剣道連盟指定講師

5 講習内容

日本剣道形 三段受審者 太刀7本

四段・五段・錬士・教士受審者 太刀7本、小太刀3本

6 持ち物

剣道具一式、面マスク、木刀、学科問題解答、弁当、スポーツドリンク

※学科問題は各支部に配布済みであるが、群馬県剣道連盟ホームページからもダウンロードできる。

7 その他

新型コロナウイルス感染症感染拡大により、群馬県の警戒レベルが現段階より引き上げられた場合には、中止又は延期となることもあり、その際、各支部に通知するとともに、群馬県剣道連盟ホームページに掲載する。

8 留意事項

別添3「群剣連講習会及び審査会における留意事項」を熟読し、誤りのないようお願いいたします。

別添 2

群剣連秋季審査会実施要項

1 審査日時

令和 5 年 1 0 月 8 日(日)

開 館 午前 9 時 0 0 分

ALSOK ぐんま武道館 1 階武道館入口より入館

審 査 午前 10 時から午後 2 時予定

2 受付時間

午前 9 時 1 0 分から午前 9 時 4 0 分までの間

3 会場

ALSOK ぐんま武道館 大 道 場

4 受審資格及び申込対象者

群剣連登録会員であり、全日本剣道連盟称号・段位審査規則に基づく資格を有している者

三段：二段受有後 2 年以上修行した者

四段：三段受有後 3 年以上修行した者

五段：四段受有後 4 年以上修行した者

錬士：(1) 六段受有者で、六段受有後 1 年以上を経過（令和 4 年 11 月 30 日以前に取得）した者（剣道称号・段級位審査規則第 11 条）

(2) 五段受有者で五段受有後 10 年以上を経過（平成 25 年 11 月 30 日以前に取得）し、かつ、年齢 60 歳以上の者

※五段受有者で地方代表団体（群馬県剣道連盟）の選考において、

第 10 条第 1 項の基準（錬士は、剣道に錬達し、識見優良なる者）

に達していると認められ、特に地方代表団体の長から推薦された者は、前項第 1 号の規定にかかわらず、錬士の称号を受審することができる。

なお、前記 (2) の特例で推薦を希望する者がいる支部は、支部長が別記様式 1「錬士候補者推薦書」を作成し、8 月 2 3 日（水）必着で群馬県剣道連盟事務局を経て報告すること。

教士：錬士七段受有者で 7 段受有後 2 年を経過している者

5 実施方法

全日本剣道連盟称号・段位審査規則・細則並びに同実施要領による。

6 審査科目

(1) 実技

必ず面マスクかマウスガードを着用

(2) 日本剣道形

実技審査に合格した者のみ。必ず面マスクを着用

(3) 学科

各支部に配布の学科試験問題の解答を10月7日の講習会受付時に提出する。

※学科試験は手書きによる自筆とする。パソコン不可、コピー不可

※学科問題は各支部に配布済みであるが、群馬県剣道連盟ホームページからもダウンロードできる。

7 持ち物

剣道具一式、面マスク、マウスガード、竹刀、木刀、スポーツドリンク

8 その他

新型コロナウイルス感染症感染拡大により、群馬県の警戒レベルが現段階より引き上げられた場合には、中止又は延期となることもあり、その際、各支部に通知するとともに、群馬県剣道連盟ホームページに掲載する。

9 留意事項

別添3「群剣連講習会及び審査会における留意事項」を熟読し、誤りのないようお願いいたします。

別添 3

群剣連講習会及び審査会における留意事項

- 1 以下に該当する者は受審できない。
 - (1) 基礎疾患のある者
 - ・ 基礎疾患のある者とは、「糖尿病、心不全、慢性閉塞性肺疾患（COPD）、透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方など」
 - ・ これらの者が理由あって受審する場合は、主治医の承認を得るものとする。
 - (2) 発熱のある者（個人差があるが、一般的には37.5度以上ある者をいう）
 - (3) 咳・咽頭痛など風邪のような症状がある者、その他体調がよくない者
 - (4) 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合
 - (5) 過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合
- 2 学科は、事前に学科問題解答用紙に記入し、講習会の10月7日受付時に提出すること。
- 3 自宅から会場との往復の際及び会場内では必ずマスクを着用する。
- 4 予め剣道着、袴を着用して来場し、なるべく更衣室は使用しないこと。
やむを得ず更衣室を使用する場合は、密にならないように、またマスクなしでの会話は慎むこととする。
- 5 剣道着、袴に高校名などの大きな文字が書かれている物は使用しない。
- 6 入場口等にアルコール消毒液が設置してあるので、手指消毒を励行する。
- 7 待機場所は大道場になるので、係員の指示に従い、剣道具一式及び木刀を携行し指定された場所で待機し、フィジカルディスタンスをとること。
- 8 トイレの使用方法
トイレの使用は、密接、密集を避けるための措置に従うこと。
便座を使用した場合は蓋を閉めてから流すこと。
- 9 審査当日、受付時に受審番号を付与する。
- 10 講習会では観覧席を昼食場所とし、原則、武道館からの外出は禁止する。
- 11 熱中症対策等の飲み物は各自が準備し、ゴミは必ず持ち帰ること。
- 12 実技及び日本剣道形審査では必ず面マスクを鼻が出ないように着用し、待機中は面マスク又は家庭用マスクを着用すること。
- 13 受審会場には各組の面装着場所を指定する。
- 14 実技審査を終えた者は、面を装着した場所で待機すること。
- 15 形審査の方法は当日説明する。
- 16 実技及び形審査の合格発表方法は当日説明する。

- 17 剣道形の再受審者は、審査申込書の右上枠外に「剣道形再審査」と記載し申請すること。
- 18 審査会終了後 1 週間以内に新型コロナウイルス感染症を発症した場合は、主催者に対して速やかに濃厚接触者の有無等について報告すること。

剣道称号「教士」審査会要項

全日本剣道連盟
群馬県剣道連盟

1. 申込対象者

剣道錬士七段受有者で、七段受有後2年以上を経過（令和3年11月30日以前に取得）した者。

2. 申込方法

- (1) 受審希望者は、所定の教士受審申請書に小論文を添え、都道府県剣道連盟に提出する。
- (2) 年齢基準は審査当日（11月15日）とする。

3. 都道府県剣道連盟の推薦

- (1) 申込者が提出した、教士受審申請書と小論文を受理する。
- (2) 都道府県剣道連盟会長は、申込者が称号・段級位審査規則第10条第2号の付与基準に該当し、かつ、称号・段位審査実施要領の「教士を受審しようとする者の備えるべき要件」(①～③)を満たしていると認めた場合、全剣連会長に候補者として推薦する。
- (3) 推薦方法は、候補者推薦書を作成して、受理した受審申請書と小論文（封印のまま）を添えて下記あてに送付する。

〒371-0047 群馬県剣道連盟

前橋市関根町3-27-12 TEL・FAX 027-235-0870

4. 申込締切 令和5年9月13日（水）

5. 審査の方法

課題に対する小論文提出の形式で実施し、小論文を採点のうえ審査会に付議して合否を決定する。

課題・書き方および提出方法

- (1) 剣道の課題 「剣道指導者としてのあり方」

※再受審者についても上記課題の小論文提出といたします。

- (2) 字数 800字以上1,200字以内
- (3) 用紙 400字詰め原稿用紙（市販のB4縦書き）
- (4) 書き方 用紙1～3行目に表題と登録都道府県・氏名を記し、4行目2段目より書くこと。必ずボールペンまたは万年筆を使用すること。原稿用紙の右上をホチキスで止めること。
- (5) 提出方法 封筒長3を使用し、表に「剣道称号教士受審」、裏に登録都道府県と氏名を表記し封印したものを登録剣道連盟へ提出すること。

6. 群馬県剣道連盟推薦要件

受審者は、10月7日（土）8日（日）に実施する剣道講習会および審査会の参加を必須とします。

7. 審査会期日 令和5年11月15日（水）

8. 審査料

各支部事務局は、推薦と同時に全剣連審査料（含む消費税）1名につき30,000円（講習会費含む）を群馬県剣道連盟口座に一括して振込むこと。

9. 合格発表

審査終了後、合格者決定通知と証書を合格者の登録都道府県剣道連盟に送付するほか、後日、全剣連月刊「剣窓」令和6年1月号および全剣連ホームページ(<https://www.kendo.or.jp/>)に合格者の氏名を掲載する。

10. 個人情報保護法への対応

※ 以下を周知して下さい。

参加者の個人情報（登録県名、漢字氏名、カナ氏名、生年月日、年齢、称号・段位、職業等）は、全日本剣道連盟および地方代表団体（各都道府県剣道連盟）が行事運営のために利用する。なお、登録県名、氏名、年齢等の最小限の個人情報は必要の都度、目的に合わせ公表媒体（掲示用紙、ホームページ、剣窓等）に公表することがある。更に、普及発展のためマスコミ関係者に必要な個人情報を提供することがある。

申請番号

全剣連称号・段位様式第 4 号
令和 年 月 日

※都道府県剣道連盟で記入する。
※申請番号は若年順に記入する。

- ①. 剣道
- 2. 居合道
- 3. 杖道

教士 受審申請書(本人用)

※ 試験会場

※該当するもの○印をする。

※社会体育上級認定者(追認者除く)は
上記試験会場の記入は不要

(申請都道府県剣道連盟) 群馬県 剣道連盟

今般、全日本剣道連盟称号・段位審査規則[第11条第1項]に基づき、
剣道 教士を審査いたしたく下記申請いたします。

記

フリガナ

フリガナ

1 受審者氏名

(旧姓)

2 生年月日

年 月 日生	年齢 満	歳
--------	------	---

3 性別

男 ・ 女

4 取得称号・段位
取得年月
登録県名

称号	錬士	段位	段
年 月		年 月	
登録県名		登録県名	

顔写真を貼って
から提出してく
ださい
(3cm×4cm)

5 全剣連番号

6 住所

〒

7 電話番号

	携帯番号	
--	------	--

8 職業

現職		前職	
----	--	----	--

※出来るだけ具体的にお書きください(無職の方は前職を記入)

9 全剣連社会体育
上級認定月

平成 年 月 認定

※上級認定者のみ記入

[剣歴] ※居合道は居合道歴、杖道は杖道歴を記入する

